

市役所庁舎市民ギャラリー及びミニステージ利用要綱

(利用範囲)

第1条 市役所庁舎市民ギャラリー及びミニステージ（以下「施設」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、広く文化振興に寄与することを目的とし、文化活動の発表のために利用するものとする。

2 利用者は、岩倉市内在住、在勤並びに在学の者とする。その他、市長が特別に認める者とする。

(利用期間及び利用時間)

第2条 施設の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。

(1) 市役所庁舎市民ギャラリー

月曜日から日曜日までの7日間、午前8時30分から午後7時までとし、搬入及び搬出に係る作業時間を含むものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、14日間まで延長できるものとする。

(2) ミニステージ

土曜日・日曜日の午前8時30分から午後4時30分までの次の区分のいずれかとし、準備及び後片付けに係る作業時間を含むものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、2区分まで延長できるものとする。

ア 午前の部 午前8時30分から正午まで

イ 午後の部 午後0時30分から午後4時30分まで

(利用できない日)

第3条 施設の利用できない日は、次のとおりとする。

(1) 市庁舎が閉庁となる日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日

(3) その他、市長が管理上必要と認めるとき。

(利用の申請等)

第4条 利用者は、市長へ市役所庁舎市民ギャラリー利用許可申請書（様式第1）又はミニステージ利用許可申請書（様式第2）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該利用者に対して市役所庁舎市民ギャラリー利用許可・却下書又はミニステージ利用許可・却下書を交付するものとする。

3 前項の申請は、それぞれ4月1日（7月・8月・9月利用分）、7月1日（10月・11月・12月利用分）、10月1日（1月・2月・3月利用分）、1月4日（4月・5月・6月利用分）から受け付けるものとする。ただし、受付開始日が岩倉市の休日を定める条例第1条第1項に定める市の休日に当たる場合は翌開庁日とする。

4 受付開始日の午前9時までに利用者の重なる申請があった場合は、抽選により決

定する。

5 利用者は、申請内容に変更が生じたときは、利用日前に市長に報告しなければならない。

6 前項の規定による報告をすることなく、申請内容と異なる利用をしたときは、市長は利用者に使用の中止を命ずることができる。

(利用料)

第5条 施設の利用料は、無料とする。

(利用の制限)

第6条 施設を利用できる行事は、無料で一般市民に開放される行事に限る。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) その他、管理上支障があると認めたとき。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 施設において、物品・チケット販売・募金、その他これに類する行為を行ってはならない。

(2) 施設に特別な設備をする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(3) 施設利用において、監視者が必要な場合は、利用者において手配しなければならない。

(4) 利用者は、施設の利用を終えたときは、直ちに備品等を所定の位置に返却しなければならない。

(5) 利用者は、市長の管理上必要な指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者が故意又は過失によって、施設又は備品を破損等したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(免責)

第9条 施設内において、利用者が所有する物品等の破損及び盗難については、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。